

北九州市立大学附属図書館管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、北九州市立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 図書館は、北九州市民等に公開することができる。公開に関する規程は、別に定める。
(図書管理)

第2条 図書館の所管に属する図書（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

(1) 特別図書（貴重図書及び館長の指定する図書）

(2) 参考図書

(3) 一般図書

(4) 学術雑誌その他の定期刊行物及び資料

(5) 視聴覚に関する資料

(寄託図書)

第3条 図書館長（以下「館長」という。）は、寄託希望図書を受け入れることができる。

2 寄託図書は、寄託者から特に指定されないかぎり他の図書と同一の取り扱いをする。
(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、毎日午前9時15分から午後9時30分までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは開館時間を延長し、又は短縮することができる。
(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 本学の創立記念日

(3) 12月25日から翌年1月5日まで

(4) 館内整理日（毎月1日。ただし、その日が第1号の規定に該当するときは同号に規定する日の翌日）

(5) 蔵書の点検、ばく書等に必要の日

(6) その他館長が特に必要があると認めて指定した日

(利用者の範囲)

第6条 次の者は、図書館を利用することができる。

(1) 本学の教員（非常勤講師を含む。）及び職員

(2) 本学の名誉教授

(3) 本学の学生及び大学院研究生

(4) 本学の科目等履修生、特別科目等履修学生、委託生、研究員及びコミュニティ・コース受講生

(5) 次のアからカまでに掲げる者で館長の許可を得たもの

- ア 本学を退職した教職員
- イ 本学の卒業生
- ウ 大学、官公庁、会社等に勤務する者でその団体から依頼のあったもの
- エ 他大学の学生でその大学から依頼のあったもの
- オ 他の図書館から依頼のあったもの
- カ 学術的な調査研究の目的で館長が許可したもの

(特別閲覧券の交付)

第7条 前条第4号又は第5号に規定する者は、館内閲覧をしようとするときは、図書館閲覧願を館長に提出し、特別閲覧券の交付を受けなければならない。

第2章 館内閲覧

(心得)

第8条 学生は、館内閲覧をしようとするときは、学生証を提示しなければならない。

2 第6条第1号又は第2号に規定する者が館内閲覧をしようとするときは、係員は身分を証明できるものの提示を求めることができる。

3 第6条第4号又は第5号に規定する者は館内閲覧をしようとするときは特別閲覧券を提示しなければならない。

4 図書の閲覧は、館内所定の場所において行い、静粛を保ち、みだりに秩序を乱し、あるいは音読、談話、喫煙など他人の妨げとなることをしてはならない。

5 利用中の図書、資料及び器物を亡失、き損又は汚損してはならない。

6 開架閲覧室を利用する者は、カバン、袋物等を持ち込んではならない。

7 前各項に掲げるもののほか図書館利用に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

8 係員は、当該指示に従わない者に対して、これを退出させることができる。

(閲覧冊数)

第9条 館内の所定の場所において閲覧できる図書は、同時に3冊以内とする。

第3章 館外帯出

(帯出冊数及び期間)

第10条 館外に帯出できる図書(以下「帯出」という。)の冊数及び期間は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------------------------------------------|-------|------|
| (1) 教員 | 30冊以内 | 6月以内 |
| (2) 名誉教授及び非常勤講師 | 10冊以内 | 1月以内 |
| (3) 職員 | 3冊以内 | 1月以内 |
| (4) 大学院生及び大学院研究生 | 5冊以内 | 1月以内 |
| (5) 学部生(科目等履修生、特別科目等履修生学生、委託生、研修員、コミュニティ・コース受講生、及び外国人留学生を含む。) | | |

3冊以内 2週間以内

(6) その他館長の許可した者 2冊以内 2週間以内

2 帯出を希望する者は、図書館利用証の交付を受けなければならない。

3 館長は、教員の特定研究上、院生の修士論文作成上特に必要があると認めるときは、本条第1項の規定する制限を超えて、所定の手続により次の範囲内で特別帯出を許可することができる。

(1) 教員 20冊以内 6月以内

(2) 大学院生 10冊以内 1月以内

4 館長は必要と認めるときは、利用者に対し帯出の停止、並びに冊数及び期間の変更の処置をとることができる。

5 休業期間中、学生に対し特に必要があるとき、期間を超えて帯出を許可することができる。

6 研究費及び文部科学省科学研究費による購入図書並びにこれと同じ事例による本学以外の経をもって購入した図書は、本条第1項の冊数に含まないものとする。

7 他学に在籍する学生に対する帯出は、資料の相互貸借による。

8 前各号に定めるもののほか、館長は、学生に対し特に必要であると認めるときは図書・冊数及び期間を限定して帯出を許可することができる。

(帯出できない図書)

第11条 第2条第1項第1号及び第2号に定める図書は、これを帯出することができない。

(帯出の手続)

第12条 利用者は、帯出を受けようとするときは、図書館利用証を添えて提出し、許可を受けなければならない。

(帯出図書の返納義務)

第13条 図書等を帯出した者は、帯出期間満了の日までに返納しなければならない。

2 次に掲げる場合は、帯出期間満了の日以前においても返納しなければならない。

(1) 教員が留学、休職又は退職したとき。

(2) 職員が休職、退職又は転出したとき。

(3) 学生が卒業し、退学若しくは休学又は除簿の処分を受けたとき。

第4章 相互貸借

(資料の相互貸借)

第14条 他大学図書館等から資料の館外利用の申し出があった場合において、館長は本学の研究教育に支障がないと認めるときは、これを許可することができる。

2 他大学図書館等が所蔵する資料を借り受けようとする者は、所定の様式によりその旨を館長に申し出るものとする。

3 前2項の規定により要する経費は、利用者が負担するものとする。

第5章 複写

(複写の利用)

第15条 第6条で定める者が図書館の図書及び資料を複写するに当たっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 学術研究又は学習を目的とするものであること。
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に違反しないこと。

(著作権に関する責任)

第16条 複写により当該図書及び資料に関して著作権法上の問題が生じた場合、すべて複写の申込をした者がその責任を負うものとする。

第6章 図書館協議委員会

(目的)

第17条 図書館の運営に関する重要な事項を審議するため、図書館に図書館協議委員会(以下「協議委員会」という。)を置く。

(組織)

第18条 協議委員会は、図書館長及び協議員をもって組織する。

2 前項の協議員は、各学部教授会から選出された教員3人、社会システム研究科から選出された教員1人、北九州産業社会研究所所員会及び国際教育交流センター会議から選出された専任所員各1人をもってこれに充てる。

(会議の招集及び議長)

第19条 協議委員会の会議は、図書館長がこれを招集し、図書館長はその議長となる。

2 協議員の3分の1以上の者から付議事項を示して協議委員会招集の請求があったときは図書館長は、これを招集しなければならない。

(定足数)

第20条 協議委員会の会議は、第18条第2項に定める各学部選出協議員の1名以上が出席し、かつ、協議員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(採決の方法)

第21条 協議委員会の議事は、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(協議員の委嘱及び任期)

第22条 協議員は、学長がこれを委嘱し、その任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 協議員が、病気その他の理由によって辞任したときは、後任の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 雑則

(秩序の維持)

第23条 館長は、図書等を帯出した者が、帯出期間満了の日又は館長から返却を求められた日以後においても帯出図書等を返納しない場合は、以後の帯出を一時停止又は禁止す

ることができる。

- 2 図書等を紛失し又は汚損した者は、帯出図書と同一図書等を別途入手して返還に充てなければならない。

(利用禁止)

第 24 条 館長は、この規程を守らない者に対し、図書館の利用を禁止する旨の警告を行うことができる。

- 2 館長は、前項の警告によって目的を達成することができなかつた場合、当該利用者に対し図書館の利用を禁止することができる。
- 3 前項の規程により図書館の利用を禁止する場合、館長はあらかじめ利用禁止期間等について図書館協議員会に諮問を行うものとする。
- 4 館長は、緊急の必要性があると認められるときは、直ちに図書館の利用を禁止することができる。
- 5 前項により図書館の利用を禁止した場合は、速やかに図書館協議員会へ諮問を行わなければならない。
- 6 館長は、図書館協議員会の答申を十分尊重しなければならない。
- 7 館長は、特別の理由がある場合、図書館協議員会の諮問を経て、図書館の利用禁止を解除することができる。

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この規則は、交付の日から施行する。